平生町お知らせ版

令和５年（2023年）９月８日

新型コロナワクチン（令和５年秋開始）接種について（12歳以上）

健康保険課 保健班

次のとおり接種を行いますので、希望される方は予約をお願いします。

◆対象者　初回接種（１・２回目接種）を終了したすべての人

◆接種回数および接種間隔　１回（前回の新型コロナワクチン接種から３カ月）

◆接種費用　無料

◆使用するワクチン

個別接種：ファイザー社製（オミクロン株XBB1.5対応１価ワクチン）
集団接種：モデルナ社製（オミクロン株XBB1.5対応１価ワクチン）
※ワクチンの供給状況により変更する可能性があります。
※ファイザー社製でもモデルナ社製でも新型コロナウイルス感染症の重症化予防効果が期待できます。

◆接種方法および予約方法等

接種方法	接種日	予約開始日	接種場所	予約方法
個別接種	10月2日(月)～令和6年3月30日(土)	9月25日(月)	おきの内科糖尿病クリニック、平生クリニックセンター、みつおかクリニック、向井医院	接種場所によって異なります。詳しくは接種券に同封のご案内をご確認ください。
集団接種	10月26日(木)	9月25日(月)	平生まち・むら地域交流センター	町ワクチンコールセンターへの電話または(※)LINE
	12月10日(日)	10月27日(金)		

- 勤務先等の施設で接種する場合については、勤務先等にお問い合わせください。
- 必ず接種可能日以降の日程で予約をしてください。
- ワクチンの供給状況によっては、個別接種機関での１日あたりの接種人数に上限を設ける可能性があります。
- 詳細は接種券発送時に同封しているご案内をご確認ください。

※平生町公式LINEを取得されていない方へ

右の二次元コードをスマートフォンで読み取ると、平生町のトーク画面に移動します。初めて利用する場合は、平生町公式アカウントの友だち追加等の準備が必要です。（24時間受付可能）

（二次元コード）

次ページへつづく

回覧

◆接種券について

接種を希望する場合は、接種券が必要です。

接種券は住民票の住所にお送りします。入院・入所先等への送付をご希望の場合は下記コールセンターにご連絡ください。

【発行申請が**不要な人**】

令和５年春開始接種（令和５年５月８日～９月19日）を終了した人

※接種券は、９月下旬以降、順次発送する予定です。

【発行申請が**必要な人**】

・令和４年秋接種を終了した59歳以下の人

・前回の新型コロナワクチン接種後に平生町に転入した人

・未使用の接種券を紛失した人

上記に該当する人で接種を希望する場合は、次のいずれかの方法で申請してください。

［申請期間］

９月13日（水）～令和６年３月15日（金）

［申請方法］

１．電話

（連絡先）平生町新型コロナウイルスワクチンコールセンター

電話番号：0820-56-0567

【受付時間】9:00～17:00（平日）

２．窓口申請または郵送申請

（申請先）〒742-1102　平生町大字平生村178　平生町保健センター

（申請に必要な書類：申請書類を郵送する場合、②と③は写しが必要です）

①接種券発行申請書（令和５年秋開始接種用）

※町ホームページからもダウンロードできます。

②接種記録がわかるもの（接種済証、接種証明書等）

③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）

◆注意事項

- 初回接種が終了していない人は、町保健センターにご相談ください。
- ワクチン接種を受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。
- 予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。給付申請の必要が生じた場合には、町保健センターにご相談ください。

◆問合せ先

町新型コロナウイルスワクチンコールセンター（TEL：56-0567）

町保健センター（TEL：56-7141）

新型コロナワクチン（令和５年秋開始）接種について（６カ月～11 歳）

健康保険課 保健班

次のとおり接種を行いますので、希望される方は予約をお願いします。

◆対象者

初回接種を終了したすべての人

※初回接種とは６カ月～４歳は１～３回目接種、５～11 歳は１・２回目接種をいいます。

◆接種回数

１回

◆接種費用

無料

◆使用するワクチン

年齢	使用するワクチン
６カ月～４歳	ファイザー社製（オミクロン株 XBB1.5 対応１価ワクチン）の乳幼児用ワクチン
５～11 歳	ファイザー社製（オミクロン株 XBB1.5 対応１価ワクチン）の小児用ワクチン

◆接種方法および予約方法

年齢	接種方法および予約方法
６カ月～４歳	かかりつけ医等での接種 ※詳しくは県ホームページ「新型コロナワクチンの乳幼児接種について」をご確認ください。 （二次元コード）
５～11 歳	町内診療所で行う個別接種 予約については９月 20 日以降、保健センターにご相談ください。 **電話番号：56-7141**

◆接種券について

接種を希望する場合は、接種券が必要です。次のいずれかの方法で申請をしてください。接種券は住民票の住所にお送りします。

［申請期間］

９月 13 日（水）～令和６年３月 15 日（金）

［申請方法］

１．電話

（連絡先）平生町新型コロナウイルスワクチンコールセンター

電話番号：0820-56-0567

【受付時間】9:00～17:00（平日）

次ページへつづく

２．窓口申請または郵送申請

（申請先）〒742-1102　平生町大字平生村178　平生町保健センター

（申請に必要な書類：申請書類を郵送する場合、②と③は写しが必要です）

①接種券発行申請書（令和５年秋開始接種用）

※町ホームページからもダウンロードできます。

②接種記録がわかるもの（接種済証、接種証明書等）

③保護者およびお子さんの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）

◆注意事項

- 初回接種が終了していない人は、町保健センターにご相談ください。
- ワクチン接種を受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いします。
- 予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。給付申請の必要が生じた場合には、町保健センターにご相談ください。

◆問合せ先

町新型コロナウイルスワクチンコールセンター（TEL：56-0567）

町保健センター（TEL：56-7141）

新型コロナワクチン（令和５年秋開始）接種に使用する接種券について

健康保険課 保健班

新型コロナワクチン（令和５年秋開始）接種用として今後発送する接種券は、準備の都合上、下図の網掛け部分の表示が２種類ありますが、どちらも秋開始接種用として使用することができます。

なお、現在お手元に未使用の接種券がある場合は、その接種券を使用することができます。

「令和５年秋開始接種用です」と表示されているもの

「あなたが接種できるのは〇月〇日以降です」と表示されているもの

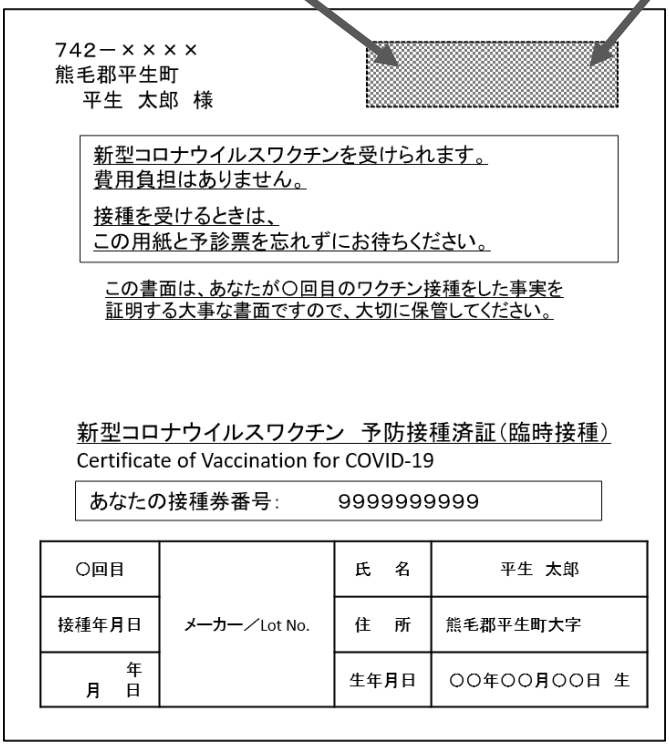
742－××××
熊毛郡平生町
平生 太郎 様

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。

接種を受けるときは、
この用紙と予診票を忘れずにお待ちください。

この書面は、あなたが〇回目のワクチン接種をした事実を
証明する大事な書面ですので、大切に保管してください。

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時接種）
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号： 9999999999

〇回目	メーカー／Lot No.	氏 名	平生 太郎
接種年月日		住 所	熊毛郡平生町大字
年 月 日		生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 生

図：接種券（イメージですので実際のレイアウトとは多少異なります）

接種回数は、これまでにご自身が新型コロナワクチンを接種した回数に続けて数えます。

- これまでに２回接種済の場合…３回目の接種券（ピンク色）を使用
- これまでに３回接種済の場合…４回目の接種券（緑色）を使用
- これまでに４回接種済の場合…５回目の接種券（クリーム色）を使用
- これまでに５回接種済の場合…６回目の接種券（白色）を使用
- これまでに６回接種済の場合…７回目の接種券（白色）を使用

◆問合せ先

町新型コロナウイルスワクチンコールセンター（TEL：56-0567）
町保健センター（TEL：56-7141）

パスポートの電子申請（切替申請）の開始について

町民福祉課 戸籍班

令和５年９月４日から、パスポートの発給申請手続きが一部オンライン化されます。

手続きには、政府が運営するマイナポータルとマイナンバーカードを利用します。オンラインで更新申請を行えば、窓口に出向くことなく、スマートフォンなどから申請することができます。

◆対象となる申請

- パスポートの有効期限が１年未満で、記載事項に変更がない場合（切替申請）
- 査証欄の余白が見開き３ページ以下で、記載事項に変更がない場合

◆申請に必要なもの

- 現在有効なパスポート
- 申請者本人のマイナンバーカード
  ※利用者証明用電子証明書（数字４桁）と署名用電子証明書暗証番号（英数字６桁以上、英字は大文字）
- マイナポータルアプリ対応のスマートフォン

※詳しくは、こちらをご覧ください。

・外務省旅券課ホームページ　　・マイナポータルトップページ

◆問合せ先

町役場町民福祉課 戸籍班（TEL：56-7113）

役立つ情報満載の「令和６年版山口県民手帳」予約受付中！！

地域振興課 地方創生班

「令和６年版山口県民手帳」（以下「県民手帳」という）が、山口県統計協会から 11 月上旬に発刊される予定です。

この手帳は、山口県に住む私たちにとって役立つ情報が満載で、スケジュール帳や日記帳としてご利用いただけます。価格は税込み 660 円、大きさは縦 14cm×横８cm のコンパクトサイズで、表紙は透明カバー＋リバーシブル表紙付（色：表 オレンジ、裏 青）です。県民手帳の購入を希望する人は、次の方法でお申し込みください。（詳細については別添チラシに掲載しています）

◆申込方法

別添チラシ「令和６年版山口県民手帳予約受付中！」裏面「県民手帳申込書」の内容（冊数、申込者の住所・氏名・電話番号）を、電話・FAX・電子メール（問合せ先参照）のいずれかにより、お申し込みください。

※自治会ごとでの取りまとめは行いませんので、ご注意ください。

◆申込期限

９月 19 日（火）

◆受取方法

県民手帳の発刊（11 月上旬を予定）以降に、町役場地域振興課から県民手帳を申し込まれた人に連絡します。連絡後に町役場地域振興課または佐賀出張所で、代金と引き換えに県民手帳をお渡しします。

◆問合せ先

町役場地域振興課 地方創生班
TEL：56-7120
FAX：56-7123
ﾒｰﾙ：sosei@town.hirao.lg.jp

コミュニティ助成事業のご案内

地域振興課 まちづくり班

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじ収入を財源に、コミュニティの健全な発展を図るため、コミュニティ活動に対し助成を行っています。

◆助成事業の種類

1　一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備などの整備に関する事業です。

【助成額】100 万円～250 万円

【助成対象例】視聴覚機器、太鼓、公園整備など

2　コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所など）の建設整備などを対象とします。

【助成額】対象となる総事業費の５分の３以内に相当する額（限度額1,500万円）

【助成対象例】レクリエーションルーム、視聴覚室、多目的ルームなど

3　地域防災組織育成助成事業

自主防災組織またはその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備などの整備に対して助成します。

【助成額】30 万円～200 万円

【助成対象例】ヘルメット、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助工具などの備品類の購入（建築物や消耗品は除く）

4　青少年健全育成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ･レクリエーション活動や文化･学習活動に関する事業およびその他コミュニティ活動のイベントに関する事業など、主として親子で参加するソフト事業を対象とします。

【助成額】30 万円～100 万円

【助成対象例】親子で参加するオリエンテーリング、各種レクリエーション大会、講演会・講習会の開催など

◆助成対象団体

市町村・コミュニティ組織（自治会、コミュニティ協議会など）
またはコミュニティ組織の連合体・自主防災組織

◆申請期限

10 月 20 日（金）
ただし、地域防災組織育成助成事業は、9 月 28 日（木）まで

◆申請および問合せ先

町役場地域振興課 まちづくり班（TEL：56-7120）
地域防災組織育成助成事業は、**町役場総務課 地域安全班**（TEL：56-7111）

令和５年度敬老事業について

町民福祉課 地域福祉班

本年度の敬老事業につきましては、令和５年４月１日時点で75歳以上の人を対象として、次のとおり各地区コミュニティ協議会ごとに開催されますのでよろしくお願いします。

◆敬老会

地区	会場	開催日	開始時間
竪ヶ浜地区	竪ヶ浜地域交流センター	９月16日（土）	午前11時
宇佐木地区	宇佐木地域交流センター	９月17日（日）	午前10時

◆敬老事業

地区	内容
平生まち・むら地区	敬老祝品等が贈呈されます。 ※敬老祝品は、各地区コミュニティ協議会から、対象の人に９月中に贈られる予定です。 （敬老祝品について申込等は必要ありません）
大野地区	
曽根地区	
佐賀地区	

◆問合せ先

町役場町民福祉課 地域福祉班（TEL：56-7113）

【敬老会について】
宇佐木コミュニティ協議会（TEL：56-2493）
竪ヶ浜コミュニティ協議会（TEL：56-6418）

【敬老事業について】
平生まち・むらコミュニティ協議会（TEL：56-5320）
大野コミュニティ協議会（TEL：56-2504）
曽根コミュニティ協議会（TEL：56-2217）
佐賀コミュニティ協議会（TEL：58-0211）

「秋の全国交通安全運動」が実施されます

総務課 地域安全班

秋季は、家族や仲間でレジャーに出かけるなど、車で県内を移動する方が増えてくることや、日没の早まりにより、車の往来が多くなる帰宅時間帯と薄暮時間帯が重なって道路交通における危険性が高まります。

こうした状況を踏まえ、運動を通じて県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通安全意識を高揚させることにより交通事故の防止を図るものです。

◆運動期間

9月21日（木）～30日（土）

◆町の推進項目

★こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

幼児・児童と高齢者は、歩行中の交通事故死者数の中で高い割合を占めています。事故の要因としては、横断歩道外横断、ななめ横断、信号無視などが挙げられます。

歩行者は反射材などを活用し、ドライバーから視認しやすい服装をして必ず横断歩道を渡り、ドライバーは安全運転を心掛けることで、お互いに交通事故を未然に防ぎましょう。

★自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車事故で亡くなる方の多くが、頭部に致命傷を負っています。事故による被害を軽減し、最悪の事態を避けるためにも、ヘルメットの着用をお願いします。

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

「通学路交通安全キャンペーン」を実施します

総務課 地域安全班

朝の通学路では、通勤による車の通行量が増えるため、交通安全の確保が特に必要です。そのため町では、交通安全意識の向上と交通事故の防止を目的として、次のとおりキャンペーンを実施します。

◆日時

9月26日（火）7:30～8:00

◆場所

平生中学校正門前

◆内容

平生中学校の正門前に生徒および関係機関・地域住民がのぼりをもって交通指導を行います。また交通指導中に平生中の周辺をバイクが巡回し、ドライバーにスピードダウンを促します。

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

次回発行日は9月22日（金）です